

## ETC走行実績提供サービス利用規定【TOYOTA MOBILITY PORTAL用】

### 第1条（本利用規定の目的）

本利用規定は、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」といいます）およびトヨタファイナンス株式会社（以下「当社」とい、トヨタと当社を併せて「両社」といいます）が実施するETC走行実績提供サービス（以下「本サービス」といいます）について、利用方法および遵守事項等を定めたものです。

### 第2条（定義）

- 「本サービス」とは、両社が、本条第5項に定める利用者の依頼を受けて、本条第5項に定める道路事業者より、本条第3項に定める通行記録等を受け取り、本条第7項に定めるTOYOTA MOBILITY PORTALを通じて、利用者へ通行記録等を提供するサービスをいいます。
  - 「ETCマイルージサービス」（以下「マイルージ」といいます）とは、マイルージを運営する東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社の五会社（以下「マイルージ運営者」といいます）が主体となり運用するETC利用者向けポイント還元サービスをいいます。
- なお、マイルージの登録を行った利用者は、ETCシステム利用規程と合わせて、同じ道路事業者が定める「ETCマイルージサービス利用規約」も遵守するものとします。

- 「通行記録等」とは、当社が、道路事業者から取得し、TOYOTA MOBILITY PORTALを通じて利用者へ提供する、以下の各号に該当するデータをいいます。

なお、マイルージの利用によるデータも含まれます。

- ETCシステム取扱道路の通行に係る利用履歴、料金の額
  - その他ETCシステム取扱道路の通行に関する記録
- 「利用者」とは、TOYOTA MOBILITY PORTALを利用する法人等であり、かつ当社が発行するETCコーポレートカードまたは法人ETCカード（以下「ETCカード」といいます）に係る当社所定の規約（以下「ETC規約」といいます）に基づくコーポレート会員または法人会員のうち、本利用規定を承認のうえ本サービスの利用を申込み、当社が適当と認めた法人等をいいます。
  - 「道路事業者」とは、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令38号)に基づく公告又は公示を行った会社（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社）、地方道路公社又は都道府県若しくは市町村である道路管理者をいいます。
  - 「TOYOTA MOBILITY PORTAL」とは、トヨタが運営し、トヨタレンタリース店およびトヨタモビリティサービス株式会社（以下「トヨタレンタリース店等」といいます）が法人等向けに提供する車両管理システムをいいます。

### 第3条（本サービスへの登録・解約）

- 利用者は、本サービスへの申込の際に、両社所定の情報（以下「会員情報」といいます）をあらかじめ両社に対し届け出るものとします。この場合、両社は、両社所定の本人確認を行ったうえで、両社が適当と認めた場合に、申込を行った法人等を利用者としてサービス登録するものとします。
- 利用者は、本サービスの解約を希望する場合、両社所定の書面等で申し出るものとします。この場合、両社は、両社所定の本人確認を行ったうえ、解約を受け付けるものとします。

### 第4条（登録内容の追加・変更）

利用者は、前条第1項に基づき両社に対し届け出た会員情報の変更を希望する場合、両社所定の書面等で申し出るものとします。

この場合、両社は所定の本人確認を行ったうえ、その申し出を受け付けるものとします。

### 第5条（通行記録等の提供）

- 両社は、利用者に対し、当社が利用者に対して発行するETCカード（利用者が本サービスによる通行記録等の提供を希望しない旨の届け出を行い、両社が認めたETCカードを除く）における、両社所定期間の通行記録等を、両社所定の日までに、TOYOTA MOBILITY PORTALを通じて提供します。
- 両社は、両社がサービス利用登録を行った月の通行記録等より、利用者に対する提供を開始します。
- 両社は、通行記録等を、本サービス以外の目的では使用しないものとします。
- 道路事業者の都合により、通行記録等の一部または全部の提供ができない場合があります。
- 利用者は、本サービスによる通行記録等の提供を希望しないETCカードがある場合、両社に対し、両社所定の書面で当該ETCカードの情報を申し出るものとします。この場合、両社は、両社所定の本人確認を行ったうえ、その申し出を受け付けるものとします。

### 第6条（紛失・盗難等）

ETCカードの紛失、盗難などにより、第三者にETCカードを使用した通行記録等についても、本サービスの提供の対象となります。

### 第7条（免責）

- 両社は、本サービスにおいて、本規定第5条に基づき通行記録等の提供を行うものであり、その内容・情報等の完全性、正確性、有用性などの保証を行うものではありません。
- 両社は、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、一切責任を負わないものとします。

### 第8条（本サービスに係る通行記録等の取得）

利用者は、当社が利用者に対して発行するETCカード（利用者が本サービスによる通行記録等の提供を希望しない旨の届け出を行い、両社が認めたETCカードを除く）に係る通行記録等を、本サービスの実施の範囲において、利用者へ代わって両社が道路事業者から取得することを、あらかじめ承諾するものとします。

### 第9条（本サービスに係る会員情報等の取扱）

- 両社は、会員情報を本サービス以外の目的で使用しないものとします。
- 利用者が第3条第2項により本サービスを解約した際には、両社は会員情報を、両社所定の方法で破棄するものとし、業務委託先についても同様に義務づけるものとします。
- 両社は会員情報および通行記録等以外の利用者の情報については、ETC規約に基づき取り扱うものとします。

### 第10条（業務委託）

両社は本サービスを実施するにあたり、両社の業務を第三者に業務委託することができるものとします。

この場合、利用者は両社が必要な保護措置を行ったうえで、業務の遂行に必要な範囲で、両社に提供された情報および会員情報を当該業務委託会社に提供することをあらかじめ承諾します。

### 第11条（本サービスの終了）

- 両社はいつでも本サービスの提供を終了させることができるとし、利用者はあらかじめその旨承諾するものとします。
- 本サービスが終了する際には、両社は利用者へ事前通知します。
- 本サービスが終了する際には、両社は会員情報を、所定の方法で速やかに破棄するものとし、業務委託先についても同様に義務づけるものとします。

### 第12条（本利用規定の改定）

当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本利用規定その他の本サービスに係る規約・規定・特約等（本条において、以下「本規約等」という）を変更する旨、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、予め当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。

### 第13条（本利用規定に定めのない事項）

本利用規定に定めのない事項については、当社と利用者が締結している契約書・ETC規約、およびETCシステム利用規程、ETCマイルージサービス利用規約の定めによるものとします。

### （通行記録等の共同利用）

トヨタは、保護措置を講じた上で、本サービスにより取得する以下の情報を、以下の目的の範囲内で、以下の企業（以下「共同利用先」という）と共同利用します。

【共同利用先】 利用者がETC規約に基づき帰属または自動車リース契約を締結している、トヨタレンタリース店等

【提供内容】 会員情報および通行記録等

【目的】 車両管理、事務処理等に関するサービスを円滑に運営すること

本件共同利用に関し、トヨタにおける利用情報の管理責任者は以下の通りとなります。

【所属部署】 モビリティサービス事業部

【職 名】 モビリティサービス事業部長